

山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（素案）

1 趣旨

市民一人一人の人権が尊重され、多様性を認め合い、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ、誰もが大切なパートナーや家族とともにその人らしく暮らすことができるよう支援することで、「市民一人一人が輝くまち」を目指して、山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を創設します。

2 概要

現在の婚姻制度を利用できない、又は事実婚のように当該制度を利用することが容易ではないお二人が、互いを人生のパートナーとすることを市に宣誓することで、市から「宣誓書受領証」等を交付する制度です。

また、お二人の一方又は双方の未成年の子がいる場合には、家族としてその子を養育する関係であることを宣誓することができます。

3 対象者の要件

(1) パートナーシップ

- ・民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
 - ・少なくとも一方が市内に住所を有すること、又は14日以内に市内への転入を予定していること。
 - ・配偶者（事実婚を含む。）がいないこと。
 - ・相手方当事者以外の者といかなるパートナーシップの関係がないこと。
 - ・近親者（直系血族、3親等以内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。
- ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。

(2) ファミリーシップ

- ・ファミリーシップ宣誓をしようとする方と、パートナーシップ関係にある方の一方又は双方の未成年の子が生計を同じくしていること。

4 宣誓の方法

- (1) 宣誓希望日の7日前(祝休日・年末年始を除く。)までに、宣誓日時を予約する。
 - (2) 予約した日時に宣誓をする二人で市役所に来庁し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に署名し、必要書類を提示又は提出する。
- ファミリーシップ宣誓の対象者が15歳以上の場合、その子も一緒に来庁し、署名する。

5 必要書類

- (1) 住民票の写し（宣誓日以前3か月以内に発行されたもの）

- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍個人事項証明、独身証明書）
- (3) ファミリーシップ宣誓の対象者が、パートナーシップにある方の一方の子であることを証明する書類（戸籍個人事項証明）
- (4) 本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）

6 通称名の使用

宣誓する方が、性別違和等のやむを得ない理由があるときは、通称名を使用することができます。この場合、交付する宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

7 受領証等の交付

- (1) 交付する書類
 - ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
 - ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード
- (2) 再交付
 - ・紛失等により受領証等の再交付を希望する場合は、再交付申請書を提出することにより再交付することができます。

8 宣誓内容の変更

次のいずれかの場合は、変更届を提出する必要があります。

- (1) ファミリーシップが解消されたとき。
- (2) その他宣誓書の記載事項に変更があったとき。

9 受領証等の返還

次のいずれかの場合は、受領証等を返還しなければなりません。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 双方ともに山鹿市外へ転出した場合（自治体間での相互利用が可能な場合を除く。）
- (4) その他宣誓の要件に該当しなくなった場合

10 宣誓の無効

宣誓の内容に虚偽があった場合、宣誓は無効とします。

11 利用可能な行政サービスの周知

山鹿市が提供する行政サービスのうち、制度利用者に対し支援可能なものについては、随時情報を提供するよう努めます。

12 留意事項

- (1) 本制度は、要綱に基づくもので、婚姻や養子縁組と異なり、法律上の効果が生じるものではありません。
- (2) 戸籍や在留資格が変わるものではありません。
- (3) 宣誓、受領証等の発行による手数料は無料です。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。
- (5) ファミリーシップに氏名が記載されている子がファミリーシップからの離脱を希望するときは、満15歳以上に達した日以降に、受領証等から氏名の削除を申し立てることができます。

13 自治体間での相互利用

熊本県内におけるパートナーシップ等宣誓制度を導入する自治体との相互利用協定の締結に努め、制度利用者の住所異動に伴う手続の軽減を図ります。